

令和4年度地域型保育事業所設置及び運営事業者の
公募に係る審査結果報告書

令和4年12月13日

和光市日常生活圏域保育所等
整備事業者選定委員会

1 経緯

本整備事業は、第2期和光市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童の解消を図るため、地域型保育事業所（小規模保育事業所）の設置及び運営事業者の公募を実施したものです。

公募の結果、1事業者から、公募申請書の提出を受け、選定委員会を開催いたしました。当委員会では、申請者としての適格性、事業提案の内容等について公開ヒアリング等による審査を行い、整備運営事業者を選定しましたので、ここにその結果を報告します。

2 公募した整備事業の概要

(1) 整備する施設の種類

小規模保育事業所（定員19人）1ヶ所

A型（職員全員が保育士）もしくはB型（職員数の2分の1が保育士）

(2) 整備エリア

白子2～3丁目、下新倉2丁目、新倉1丁目、本町、丸山台1～3丁目

※ 東武東上線沿線付近での新設を希望。

(3) 開設予定日

令和5年4月1日

3 選定委員会委員（和光市日常生活圏域保育所等整備事業者選定委員会設置要綱）

職名	氏名	所属（要綱の委員区分）
委員長	斎藤 幸子	子どもあんしん部長（第2条第2項）
委員	大野 久芳	保健福祉部長（第2条第3項第1号）
〃	漆原 博之	建設部長（第2条第3項第2号）
〃	中野 陽介	保育サポート課長（第2条第3項第3号）
〃	長坂 裕一	保育施設課長（第2条第3項第4号）
〃	船本 勉	みなみ保育園園長（第2条第3項第5号・市内の保育園の園長の職にある者）
〃	五十嵐 裕子	浦和大学 こども学部 こども学科学科長・教授（第2条第3項第6号・保育及び保育事業に関する専門的な知識経験を有する者）

4 選定の経過

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公募要領の配布 | 10月 7日（金）～11月 4日（金） |
| (2) 申請書の提出期限 | 11月 4日（金） |
| (3) 選定委員会及び公開ヒアリング | 12月 7日（水） |

5 申請事業者及び事業提案の内容

1	事業者	三和エンジニアリング株式会社 代表取締役 廣田 靖人 (所在地：東京都千代田区神田佐久間2丁目19番)
	内容	小規模保育事業所A型 整備定員19人 整備予定地：下新倉2丁目5017番及び5018番 (下新倉2丁目6番地内)

6 選定にあたっての考え方

当委員会における選定は、各委員が申請事業者の提案内容等を107点満点で採点し、委員7名の評価点の平均点が75点（選定基準点）を超えたときに、当該事業者を地域型保育事業所の設置及び運営事業者として選定することとし、公募申請書に記載された事業計画等の内容に加え、公開ヒアリングにおける事業者の提案内容の説明及び質疑応答により、総合的に評価を行いました。

< 評価項目及び配点 >

① 応募の動機・運営方針・和光市子ども・子育て支援事業計画との関わり方等（20点）

項 目	配点
(1) 施設の設置・運営に対する理念、基本方針	10点
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5点
(3) 実績や経験など	5点

② 経営基盤の安定性、資金計画、設計の考え方（20点）

項 目	配点
(1) 施設整備等	10点
(2) 資金計画	10点

③ 提供するサービス・質及び事業展開の確実性（47点）

項 目	配点
(1) 提案事業	10点
(2) 保育計画及び給食対応	10点
(3) 安全対策、危機管理体制など	5点
(4) 虐待への対応	10点
(5) 苦情対応	3点
(6) 保護者との連絡	3点
(7) 人材育成	3点
(8) 個人情報保護	3点

④ 適正性（10点）

項	目	配点
(1)	管理運営体制など	10点

⑤ 事業参入に対する熱意等（10点）

項	目	配点
(1)	総合的な事項について	10点

合計 107点

7 審査結果及び選定委員会の意見

(1) 審査結果

事業者

三和エンジニアリング株式会社 代表取締役 廣田 靖人

評価点の平均点 78.0点

(2) 選定理由

当委員会では、1事業者から提出された公募申請書、公開ヒアリングにおけるプレゼンテーション及び委員との質疑応答により、総合的に評価し、審査した結果、申請事業者である三和エンジニアリング株式会社の提案が、安定的な人的基盤及び財政基盤を有しており、事業の提案内容についても、提供するサービスの内容と質、事業展開の確実性の面で設置及び運営事業者としての資質を十分に有すると認められたことから選定に至りました。

しかしながら、人材育成の継続や積極的な外部研修への参加、また、令和5年4月1日の開園に向け確実に工事等を行うことといった意見が出たところです。

そして、以下の1点を付すべき条件といたしました。

- ・連携施設の確保について引き続き努めること。

以上